

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
袋井市	袋井北地区	令和3年3月16日	令和6年3月18日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	135ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	69ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	14ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	5ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.2ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<p>土地区画整理事業や主要幹線道路の基盤整備により、住宅地と沿道商業等の土地利用が進む袋井北地区は、小・中学校に加え県立高校や、聖隷袋井市民病院、総合健康センター、総合体育館が整備され、快適な居住空間の形成に取り組んでいる。</p> <p>また、市街地内の温室メロン栽培、市街地周辺の水田など、現在、認定農業法人・農業者9経営体が営農しているが、土地利用による農地減少や市街地化による生活環境への影響(営農活動に対する理解)が心配される。</p> <p>【アンケート結果(回答数61件)】</p> <p>①70歳以上22人(37%)、②後継者がいない耕作者26人(81%)、③10年後の営農:農業をやめる10人(37%)</p>

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>地域の水田は小規模な圃場が多く、地域の農業者を中心に営農されている。また、比較的まとまった水田は、周辺地域から農業法人や認定農業者が入り作を行っている。</p> <p>水田の適正な維持管理を図るため、引き続き担い手となる農業者への集約を推進する。</p>
<p>集約が難しい市街地内の水田については、耕作放棄地化を防ぎ水田の多面的機能(治水機能、田園景観形成)を維持させる方策を検討する。</p>
<p>温室メロンについては、認定農業者が中心となり営農を行うとともに、空き温室が発生した際には持ち主の意向を確認し借り受け可能な農業者への集約を進める。</p>

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
- 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

経営農地の集約化を目指すため、農地の貸し借りについては基本的に農地中間管理機構の活用を進める。
また、農業者の負担軽減を図るため、利用権から機構への切り替えを推進する。

水田機能維持方針

水田の多面的機能を維持するため、耕作者に対する支援や、シルバー人材センター等の活用促進(草刈り作業委託等)を図る具体的な方策を検討する。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。